する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（経過規定）

② 第二条各号の一に該当する者は、この法律の施行後二月間は、第二条の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

（健康診断の特例）

③ 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第四条の規定の適用については、被爆者とみなす。

附　則　及び関係法令　ページ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三一・三・三一政令七五）

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三一・四・一厚令八）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和三一・三・三一法一二五）　頁

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（昭和四三・五・二〇法一五三）

施行　昭和四三・九・一（附則）

改正　昭和四四法六五、昭和四六法一二一、昭和四七法四〇、昭和四八法四三、昭和四九法八六、昭和五〇法五五、昭和五一法六一、昭和五二法五一、昭和五三法七七、昭和五四法二七、昭和五五法四九、昭和五六法七〇、昭和五七法七四、昭和五九法六六、昭和六〇法六一、昭和六一法五八、昭和六二法四五、昭和六三法五七

（目的）

第一条　この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、医療特別手当の支給等の特置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする。

（医療特別手当の支給）

第二条①　都道府県知事は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号。以下「原子爆弾被爆者医療法」という。）第八条第一項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。

② 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

③ 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十一万二千円とする。

④ 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

（特別手当の支給）

第三条①　都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第八条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

② 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

③ 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千三百円とする。

④ 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

（特別手当の支給の制限）

第四条①　特別手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するものの所得につき所得税法（昭和四十年法律第二十三号）の規定により計算した前年分の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。以下同じ。）が政令で定める額を超えるときは、その年の六月から翌年の五月までは、支給しない。

② 前項の規定は、前条第一項に規定する者が同条第二項の認定の申請をした場合において、その申請をした日の属する月が一月、二月、三月又は四月であるときは、前項中「前年分」とあるのは「前前年分」と、「その年の六月から翌年の五月まで」とあるのは「前前年分」と、「その年の六月から翌年の五月まで」とからその年の五月まで」とあるのは「その年の四月から翌年の三月まで」と読み替えて適用する。

（原子爆弾小頭症手当の支給）

第四条の二①　都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する被爆者（以下単に「被爆者」という。）であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの（小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。）に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

② 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

③ 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万八千五百円とする。

④ 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

（健康管理手当の支給）

第五条①　都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかつているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

② 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の認定を行なう場合には、あわせて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

④ 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、二万七千五百円とする。

⑤ 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日（その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなつた場合にあつては、その該当しなくなつた日の属する月で終わる。

（保健手当の支給）

第五条の二①　都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

② 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

③ 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千八百円とする。ただし、次の各号の一に該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号の一に該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、二万七千五百円とする。

一　厚生省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者

二　配偶者、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

④ 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件は該当しなくなつた日の属する月で終わる。

⑤ 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

⑥ 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなつた場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなつた日の属する月の翌月から行う。

（準用）

第六条　第四条の規定は、健康管理手当及び保健手当について準用する。

（届出）

第七条①　第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項の認定を受けた者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

② 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による届出をしないときは、その支払を停止し、止めることができる。

（介護手当の支給）

第八条　都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下同じ。）によ

り介護を受ける状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

（介護手当の支給の制限）

第九条　介護手当は、前条に規定する者、その配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条に規定する者の生計を維持するものの所得につき所得税法の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた介護に係る介護手当については、前前年分とする。）の所得税の額が政令で定める額を超えるときは、支給しない。

（罹災者の支給）

第九条の二　都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（費用の支弁等）

第一〇条①　医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、当該都道府県の支弁とする。

②　国は、政令の定めるところにより、前項の規定により都道府県が支弁する費用（介護手当に係るものを除く。）を当該都道府県に交付する。

③　国は、政令の定めるところにより、第一項の規定により都道府県が支弁する費用のうち、介護手当の支給に要する費用については、その十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用については、その二分の一を負担する。

（不正利得の徴収）

第一一条①　都道府県知事は、偽りその他不正の手段により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料（以下「医療特別手当等」という。）の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

②　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第一二条　医療特別手当等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第一三条　租税その他の公課は、医療特別手当等として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

（戸籍事項の無料証明）

第一四条　市町村長（地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二条第一項、第三条第一項、第四条の二第一項、第五条第一項又は第五条の二第一項に規定する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（広島市及び長崎市に関する特例）

第一五条　この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

（再審査請求）

第一六条　広島市又は長崎市の長が行う医療特別手当等の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（実施命令）

第一七条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則（昭和六三・五・二四法五七）

①　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和六三年四月一日から適用する。

②　昭和六三年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

③　この法律の施行前に支給された昭和六三年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

附属及び関係法令＋＋＋

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令（昭和四五・八・一施行）
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和四五・八・三〇厚令三四）
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和四三・八・一施行）（昭和三三・一二・一法四一）

●生活保護法

（昭和二五・五・四法一四四）

施行　昭和二五・五・四（附則）
適用　（附則参照）
改正　昭和二五法一八二、昭和二六法一一六・法一一六八、昭和二七法二一九・法三〇五、昭和二八法二一・法一一五・法一二三、昭和二九法一八、昭和三一法一四八・法一七九、昭和三三法一九三、昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三八法一三三、昭和三九法一二〇、昭和四五法一九、昭和四八法六七、昭和六〇法三七・法九〇、昭和六一法四六

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条　この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第四条①　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

②　民法（明治二九年法律第八九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③　前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条　前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてなされなければならない。

（用語の定義）

第六条①　この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

②　この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

③　この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

④　この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

⑤　この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章　保護の原則

（申請保護の原則）

第七条　保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条①　保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

②　前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条　保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第一〇条　保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章　保護の種類及び範囲

（種類）

第一一条①　保護の種類は、左の通りとする。

一　生活扶助
二　教育扶助
三　住宅扶助
四　医療扶助
五　出産扶助
六　生業扶助
七　葬祭扶助

②　前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。